

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第32号

佐用町外国籍高齢者等福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町外国籍高齢者等福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 31日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第32号

佐用町外国籍高齢者等福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する
要綱

佐用町外国籍高齢者等福祉給付金支給事業実施要綱（平成17年佐用町要綱第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第6号中「424,900円」を「432,900円」に改める。

第5条中「35,408円」を「36,074円」に改め、同条ただし書中「424,900円」を「432,900円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。